

保障付定期積金 しんきんセーフティ積金

令和3年4月現在

| | |
|---|--|
| 1. 商品名(愛称) | ・定期積金(しんきんセーフティ積金) |
| 2. 販売対象 | ・個人 |
| 3. 期間 | ・3年以上5年以下 乙種(定額掛込式) |
| 4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 ・10,000円以上 ・1円単位 |
| 5. 払戻(支払)方法 | ・満期日以後に一括して支払います。 |
| 6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法 | ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率(年利回り)を満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 |
| 7. 税金 | ・個人の給付補填金に20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 |
| 8. 手数料 | |
| 9. 付加できる特約事項 | ・「総合口座」の担保とすることはできません。 |
| 10. 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの取扱い期間について解約日の普通預金利率により計算した利息とともに支払います。 |
| 11. 金利情報の入手方法 | ・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、ホームページまたは窓口へご照会ください。 |
| 12. 苦情処理措置・紛争解決措置 | <p>・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課(9時～17時、電話：0258-37-5430)にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置：東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話：025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>13. その他参考となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> • この積金ご契約者を被保険者とした交通事故傷害保険（保険料は当金庫が負担）に自動加入となります。 • 保険金額は、この定期積金の給付契約額と積立残高との差額となります。 • 保険期間は、証書に記載された契約日の翌日の午前0時から満期日（中途解約の場合は解約日）の午後4時までとなります。 • 払込が3回以上遅延した場合は、保険金が支払えない場合がありますので、特にご注意ください。 • 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。但し、満期日を繰延べない場合には、表面記載の年利回り（1年を365日とした日割計算）の割合による遅延損害金を徴求します。 • 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 • 預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者 1,000万円までとその利息が保護されます） |
|-----------------------|--|

長岡信用金庫

交通事故傷害保険のしくみ

1. セーフティ積金付帯交通事故傷害保険とは

この保険は、長岡信用金庫を保険契約者、セーフティ積金契約者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に交通事故等で死亡されたとき、保険会社が所定の保険金を法定相続人に支払う団体保険です。

2. 保険金のお支払い

保険期間中に発生した次のような事故による傷害により被保険者が死亡された場合に限り、保険金として証書に記載された給付契約金と実際の積立残高との差額を保険金として法定相続人にお支払いします。

- ◇乗物（自動車、電車、船舶、航空機、エレベーターなど）との衝突、接触などの事故
 - ◇乗物に乗ったり運転している場合、あるいは駅の構内（改札口の内側）にいる場合の事故
 - ◇道路を通行中に建造物、工作物等が倒れてきたり、またはそれらからの物の落下、崖崩れ等による事故
 - ◇自宅、旅先のホテル、勤務先などの建物の火災、あるいは自動車、電車バスなどの乗物の火災
- ※ただし事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に保険金が支払われます。

3. 保険金をお支払いできない場合

被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険金のお支払いができません。

- ◆「しんきんセーフティ積金」の払込が3回以上遅延による、保険契約の解除。
- ◆被保険者、保険金受取人の故意。
- ◆自殺・けんか・犯罪行為。
- ◆自動車等の無資格運転・酒酔運転による事故。
- ◆地震・噴火・津波。
- ◆戦争・革命・政権奪取・内乱・核燃料物質。
- ◆職務としての荷役作業・乗物の修理・点検・整備・清掃作業に直接起因する事故。・・・など。

4. 保険事故発生の場合の手続き

被保険者に、保険事故が発生した場合には、直ちに引受保険会社または取扱代理店あてにご連絡ください。

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社 中央支店 長岡支社
〒940-0048 長岡市台町1丁目7番33号
TEL 0258-35-3836

取扱代理店

有限会社 信栄社
〒940-0052 長岡市神田2丁目1番6号
TEL 0258-37-0772

長岡信用金庫